

2023年9月27日

2023年9月30日追記

関係者 各位

会員 各位

株式会社ビューティースリー  
代表取締役 田向 隆行

## 株式会社ビューティースリーの破産手続開始決定及び これに伴う会員さまへのサービス提供に関するお知らせ

ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

表題につきお知らせ致します。

弊社は、令和5年9月25日、東京地方裁判所に対して、破産手続開始を申し立て、同日付で、同裁判所から、破産手続開始決定が発令されました。

会員の皆様を含め、関係者の皆様に多大なるご心配、ご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

弊社は、破産手続において清算をいたしますが、弊社一部店舗の運営は、FAVORIX BEAUTY株式会社に引き継いでいただくとともに、会員さまに対する脱毛の施術のサービスの提供も、同社に一部引き継いでいただき、同社から、会員さまに対して、サービスを提供させていただくことを予定しています。FAVORIX BEAUTY株式会社さまに営業を継続していただく弊社店舗は、以下の店舗を予定しております。

青森店、八戸店、盛岡店、仙台一番町店、秋田店、高崎店、柏店、千葉店、北千住西口店、町田店、新潟店、松本店、松江店、大分店

(「どこでも予約」サービスは本日以降廃止となりますが、営業を継続する上記店舗にて、既にご予約をいただいているお客さまのご予約は有効です。ご予約いただいたとおりにご来店いただければと存じます。今後の予約方法に関しましては、改めてご案内を差し上げる予定です。)

上記店舗のお客さま以外の方も、上記店舗やお近くのFAVORIX BEAUTY株式会社さまの店舗にて、サービスの提供を受けていただくことができる場合がございます。FAVORIX BEAUTY株式会社さまの体制が整い次第、同社から順次ご連絡を差し上げますので、お時間頂戴できますよう、何卒お願い申し上げます。

(上記のとおり、「どこでも予約」サービスは本日以降廃止となります。恐れ入りますが、営業を継続する上記店舗以外でのご予約は、一旦全てキャンセルとさせていただきます(弊社より既にキャンセルをご連絡済みのお客さまもいらっしゃるかと存じます)。今後の予約方法に関しましては、順次ご連絡を差し上げる予定ですので、今しばらくお時間頂戴できますと幸いです。)

一方で、札幌大通店、札幌駅前店、旭川店、帯広店、金沢店、高知店等を利用されていたお客さまにおかれましては、お近くで、上記の営業継続店舗、FAVORIX BEAUTY株式会社さま店舗のいずれも営業を行っておらず、FAVORIX BEAUTY株式会社さまでのサービスの提供が困難な場合がございます。サービスを提供させていただくことができないお客さまに深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、破産手続開始前の事情に関するお問い合わせは、以下の弊社申立代理人弁護士にご連絡ください。また、破産手続の進行に関しては、破産管財人が開設する以下のホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

サービスのご提供以外の事項(契約のご解約、弊社への金銭債権等)に関するご質問は、FAVORIX BEAUTY株式会社さまではお答えしかねます。

■株式会社ビューティースリーに関するお問い合わせ先(破産手続の進捗状況、契約のご解約、弊社への金銭債権等に関するお問い合わせ先)

■ 破産手続開始前の事情に関するお問い合わせ

申立代理人弁護士 松井裕介

Tel : 03-5220-1875

E-mail : [bt3\\_dairinin@mhm-global.com](mailto:bt3_dairinin@mhm-global.com)

※信販会社さまとの契約関係や、支払い・口座引落としなどにつきましては、ご契約されております信販会社さまに直接お問い合わせください(下記2023年9月29日追記部分ご参照。)

■ 破産手続の進行に関するお問い合わせ

破産管財人弁護士 島田敏雄

特設ウェブページ : <https://beauty3-kanzai.jp/>

※契約のご解約はこちらのウェブページから可能です(下記2023年9月29日追記部分ご参照。)

■ FAVORIX BEAUTY株式会社さまに承継した店舗・お客さまに関するお問い合わせ先

FAVORIX BEAUTY株式会社

E-mail: rescue\_c3@savi.jp

(お客さま名、会員番号などを必ずご記載下さい。)

何卒よろしくお願い申し上げます。

(2023年9月29日追記)

本日までに、多数のお客さまからお寄せいただいているご質問について、一部ご回答させていただきます。

① 弊社との契約のご解約について

弊社との契約の解約を希望されるお客さまは、破産管財人の上記特設ウェブページの「問い合わせフォーム」より、「解約します」とご連絡いただくようお願い申し上げます。

② 返金の有無について

弊社との契約を解約された場合に精算金が発生したとしても、破産手続では、会員さまに精算金をそのままお支払いすることはできません。現状では、会員さまへの精算金を含めて債権者の皆様への配当のめどは立っておらず、改めて深くお詫び申し上げます。

③ 信販会社とのご契約

信販会社さまとの契約や、支払い・口座引落としなどのご質問は、弊社からお答えすることができませんので、ご契約の信販会社さまに直接お問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

また、本日までに多数のお客さまよりお問い合わせをいただいておりますことから、お電話でお問い合わせいただきました場合、大変つながりにくく、また、ご回答までにお時間を頂戴している状況でございます。この点につきましても、改めて深くお詫び申し上げます。

お電話がつながりにくい場合、弊社に関するお問い合わせのうち、申立代理人弁護士に対するお問い合わせに関しましては、以下のメールアドレスも開設いたしましたので、こちらにご連絡いただければと存じます。

bt3\_dairinin@mhm-global.com

なお、ご連絡をいただく際には、①お名前、②会員番号、③ご利用されていたプラン、  
④お問い合わせ内容をご記載いただきますよう、お願い申し上げます。  
何卒よろしくお願い申し上げます。